

案内

# 「学びの<sup>まな</sup>変<sup>へん</sup>革<sup>かく</sup>環<sup>かん</sup>境<sup>きやう</sup>充<sup>じゆう</sup>実<sup>じつ</sup>奨<sup>しょう</sup>学<sup>がく</sup>金<sup>きん</sup>」制度を

## 活用<sup>かつよう</sup>しませんか

ポイント①

保護者<sup>ほごしや</sup>が負担<sup>ふたん</sup>する生徒用<sup>せいとよう</sup>コンピュータ<sup>ど</sup>等の費用<sup>ひよう</sup>を支援<sup>しえん</sup>する制度<sup>せいど</sup>です。

ポイント②

返<sup>かえ</sup>す必要<sup>ひつよう</sup>のない給付金<sup>きゅうふきん</sup>です。

ポイント③

住民税<sup>じゅうみんぜい</sup>非課税<sup>ひかせい</sup>世帯<sup>せたい</sup>、生活保護<sup>せいかつほ</sup>受給<sup>ごじゅきゆう</sup>世帯<sup>せたい</sup>等<sup>とう</sup>が対象<sup>たいしやう</sup>です。

※ 詳細は「2 給付対象者」を参照してください。



## 1 申請方法

ホームページにアクセス

広島県教育委員会 学び奨学金

検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/manabihenkakusyougakukin.html>

QRコードからも  
アクセスできます。



申請にあたって、次のアドレスから受信許可設定をお願いします。  
「pref-hiroshima@apply.e-tumo.jp」

②

申請情報を入力し、  
レシート等\*を添付して、申請

広島県電子申請システム



※ 購入代金を学校に支払っている場合はレシート等が不要  
※ 前年度までにレシートを提出されている場合は不要



**申請期限：令和6年9月30日（月）**

## 2 給付対象者

次の要件を全て満たす方

- ア 保護者等全員の住民税所得割が非課税の世帯又は生活保護（生業扶助）受給世帯
- イ 生徒が広島県内の国公私立高校等に在学している
- ウ 授業等で使用する生徒用コンピュータなどを保護者負担により購入等している

※ 住民税所得割が課税されているが、家計が急変した（保護者等の失職・倒産、死亡・離婚などの理由で収入が減少し、向こう1年間の収入見込みが非課税相当となった）場合は、お問合せください。

## 3 給付額

生徒用コンピュータ購入代金等の対象経費を修業年限で分割した額を各年度1回給付します。

各年度の上限額 (各年度で申請が必要)	修業年限が3年（全日制等）の場合	35,000円
	修業年限が4年（定時制等）の場合	29,500円

問合せ先（平日午前9時から午後5時まで）

【制度について】

広島県教育委員会 教育支援推進課 企画調整係 082-513-4996

【電子申請システムの操作について】

固定電話：0120-464-119（フリーダイヤル）音声案内の2番を選択してください  
携帯電話：0570-041-001（有料）